

剣道及び居合道で用いる「刀」に関する法規制等

中 井 憲 治

Kenji Nakai: The Legal Controls of the Swords used in Kendo and Iaido. Bulletin of Sendai University, 43 (2) :135-148, March, 2012

Key words: Firearms and Swords Control Law of Japan, Iai-Swords, Japanese Swords, AJKF
キーワード: 銃砲刀剣類所持等取締法, 居合刀, 日本刀, 全剣連

I 剣道及び居合道で用いる日本刀, 模擬刀等

全日本剣道連盟（以下「全剣連」という）の有段者登録数が、剣道で162万人、居合道で9万7千人を数える中（平成23年3月末現在）、全剣連が各統轄する剣道及び居合道の修練に際し、伝統的美術品たる日本刀のほか、模擬刀（日本刀を模して専門業者が製作し市販している物という。以下同じ）等を使用する者は多い。

1 日本刀と模擬刀

大日本帝国剣道形（大正元年大日本武徳会制定。増補加註）は、「剣」の項目に「正式ニハ白刃（註）刃引ヲ用フ」と定め、これを全剣連統一見解とし平易な文体に改めた日本剣道形解説書（昭和56年全剣連制定）は、「刀」の項目に「正式には刀（刃引）を用いる」とする<注1>。斯道修練等に刀（刃引）や模擬刀を使用する例は多く、居合道試合・審判規則（平成8年全剣連制定）は「日本刀」の表題の下「使用する刀は、真剣とする」と規定し（同規則第3条）、「日本刀は、鍛錬されたもので、充分品位を備えたものとする」と敷衍する（居合道試合・審判細則第2条）。専ら居合道の稽古用に製作され

た模擬刀を、その他装飾用等に製作されたものと区別して「居合刀」というが、「居合道における日本刀及び模擬刀の取扱要領（平成23年4月全剣連第二版。以下「刀取扱要領」という）」3頁は「初心の段階から日本刀を使用する者もいるが、居合道四段くらいまでは居合刀を使用する例が多いと思われる。居合刀で稽古すれば怪我等の心配がなく複雑困難な技も伸び伸びと習得できよう。また、日本刀が高価で買換えも容易でなく、初めて購入する場合に選別等で慎重になるろうが、使用してきた居合刀の重量、長さ、反り等を参考にできる利点もある」旨、日本刀による修練に先立って居合刀による稽古を推奨している。

<注1> 白刃すなわち日本刀の刃引が本来の「刃引」であろうが、伝統的美術品たる日本刀（売価数十万円以上と高価）を刃引きすることは一般に躊躇され、近時、専ら剣道形の演武・稽古用に製作された模擬刀（売価数万円程度）を、本来的意義の刃引に倣って「刃引」と呼ぶのが通例となっている。

2 本稿起案の趣旨

「日本刀」「模擬刀」は、銃砲刀剣類所持等取

銃法（昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という）が規定する「刀剣類」「模造刀剣類」等、いずれかの類型に属し、当該類型に応じた規制を受けることとなるが、銃刀法は、改正過程で全体の構成が複雑化している上、各改正時点で焦眉の事項を追加した際に全体的なバランスが必ずしも調整されていない嫌いがあるなど、一般に「読みにくい法律」といわれる（谷直樹「銃砲刀剣類に関する戦後の規制の変遷」警察学論集48巻8号141頁（以下「谷警論」という）。加えて「真剣」「刀」「剣」「刃引」「刃物」「模造刀」「居合刀」等の類似呼称が混在し、各定義に明確でない部分もあり、法解釈上、明快でない面なしとしないやに思われる〈注2〉。しかし「剣の理法の修練による人間形成の道である」との剣道の理念（昭和50年全剣連制定）を日々実践すべき剣道人や居合道人としては、万が一にも違法行為に及ばないよう、日本刀や模擬刀に関する法規制等につき適正な知見を得ることが望まれる。

銃刀法は警察行政上重要な法律で改正を重ねてきたが、警察職員による実務的逐条解説は、部内限定資料は別とし長く公開されなかった。このような中、平成23年公刊された辻義之監修・大塚尚「注釈銃砲刀剣類所持等取締法」（立花書房、以下「辻大塚注釈」という）は、従前の部内資料を概ね取りこみ実務に定着した解釈をできるだけ尊重した（同書はしがき）最新の逐条解説で唯一のものである。同書公刊を契機に、剣道及び居合道で用いる「刀」等の意義や法規制等につき、法解釈上の留意点も含めて考究したい。

〈注2〉 刃物には社会生活上有用なものを含め様々な種類があり、強いて法律で具体的な要件を定義すると、狭きに失して脱法手段を助長するおそれ、又は広きに失して社会生活に不便をきたすおそれがある旨の指摘（最決平成8年2月13日刑集50巻2号236頁に係る最高裁判例解説（秋吉淳一郎、以下「秋吉判例解説」という）69頁）がある。

Ⅱ 銃刀法の沿革と趣旨、銃刀法違反の動向等

1 銃刀法の沿革

1) 明治維新後の銃砲に関する体系的規制は明治5年銃砲取締規則（同年太政官布告第28号）に始り、刀剣類に対する規制としては、明治9年帯刀取締ニ関スル件（同年太政官布告達第38号）が大礼服又は軍人、警察官等の制服着用時を除いて帯刀を禁止した（神輿渡御の供奉者の帯刀は例外的に認めた）。その後、関連規制は、銃砲火薬類取締法（明治32年法律第106号）さらには同法を全面改正した同名の銃砲火薬類取締法（明治43年法律第52号）によるところとなり、同法が終戦までの刀剣類に関する規制の基本法となった。ただし、仕込刀剣その他の変装戒器（戒器とは、専ら人の殺傷の用に供するため作られた器具をいう。後記Ⅲ3「刀剣類の実質要件・殺傷用具性」参照）の授受、運搬及び携帯に係る許可制等を定めたにとどまるなど専ら帯刀の制限を主眼としており、刀剣類所持を一般的に禁止するものではなかった。

昭和20年、連合軍が武装解除のため発した民間所有の武器類の引渡準備命令（連合軍最高司令官一般命令第1号）に基づき、内務省警保局長通達「武器引渡命令ニ対スル緊急措置ニ関スル件」をもって、回収引渡を免除された猟銃及び美術刀剣類を除き、一切の民間所有の武器類を警察署へ提出させる等の措置が採られたが、その際、日本古来の刀剣類まで武器と同一視されないよう折衝し、日本刀など「美術品として価値のある刀剣類」が引渡対象から除外された経緯がある。次いで、連合軍最高司令官から民間武器回収命令及び民間武器引渡命令が発出され、これに基づき制定された銃砲等所持禁止令（昭和21年勅令第300号、以下「禁止令」という）が、有害鳥獣駆除又は業として行う狩猟に用いる銃砲刀剣類や「美術品として価値のある刀剣類」等で許可を得たものを除き、銃砲刀剣類等の所持を原則として禁止した。禁止令制定の趣旨が「占領軍をはじめその他一般人に対し危害を加えるに役立つべき物件が隠匿保存されることを根絶するにある」など（最判昭和24年5月

26日刑集3巻6号869頁参照),一連の措置は占領軍への危害防止等を目的とする点で従前の規制と性質を異にするものであった。

2) 禁止令による武器回収の目的が概ね達せられた昭和25年,銃砲刀剣類の規制権限が日本に委ねられ,「殺人,傷害等の犯罪を未然に防止するため原則としてこれら物件の所持を禁止し,国民の生命財産の安全を期する」等の目的で(最判昭和33年2月12日刑集12巻2号209頁)銃砲刀剣類等所持取締令(昭和25年政令第334号.以下「取締令」という)が制定され,狩猟,有害鳥獣駆除,と殺,人命救助又は漁業の用途に供するために必要な銃砲,刀剣類については公安委員会の許可を,美術品として価値のある刀剣類については文化財保護委員会の登録を各受けた場合を除き,刃渡り15センチメートル以上の刀剣類の所持等を禁止するなど,刀剣類等の規制に関し重要な役割を果たすこととなった。その後,取締令は,飛出しナイフを用いた強盗事件等の多発を受け,刃渡り5.5センチメートルを超える飛び出しナイフを刀剣類の定義に加え,刃渡り15センチメートル未満のあいくちの所持をも規制対象とする等の改正を経た(阿部純二・北野通世「注釈特別刑法7巻」立花書房377頁,谷警論132頁,米澤慶治「銃砲刀剣類所持等取締法」注解特別刑法6危険物編I(青林書院.以下「米澤注解」という)1頁等)。

3) 銃刀法は,講和条約締結前に制定された取締令を実質的に改め,昭和33年制定された。多発する暴力団対立抗争事件等で許可又は登録を受けた刀剣類が使用される事例が見られる等の情勢下,博徒が殴り込みを邀撃するため日本刀を携帯所持した事案につき,最判昭和32年10月4日刑集11巻10号2474頁が「取締令による登録を受けた日本刀を所持する所為は,所持者の性格ないし所持の目的の如何にかかわらず,不法所持罪を構成しない」「所持が場合により人を殺傷するためであったとしても,殺傷に関する罪等を構成する場合ありや否やは別として,所持自体を違法視しこれを犯罪とする趣旨を窺うべき法規は取締令には存在しない」旨判示した。この点は法の不備というべく(同判決に係る最高裁判例解説(栗田)510頁),銃刀法の制定に

は,取締令による取締上の間隙を補う趣旨(前掲注釈特別刑法7巻380頁)をも含むものといえよう。

2 銃刀法の趣旨

銃刀法の趣旨は「銃砲,刀剣類等の所持,使用等に関する危害予防上必要な規制」について定めること(銃刀法第1条)にある。

銃砲,刀剣類等は,人の生命,身体等に危害を及ぼし,凶器化の危険も伴うが,他方,美術品や骨とう品として価値のあるもの,包丁,ナイフ等日常生活に不可欠なもの,武道やスポーツの用具,産業機器等社会的有用性の高いものも多い。憲法において,財産権は,侵してはならず(憲法第29条第1項),財産権の内容は,公共の福祉に適合するように,法律で定める(同条第2項)とされ,銃刀法は,当該憲法の要請と調和させつつ法の趣旨を達成する見地から,銃砲又は刀剣類の所持を原則として禁止した上(銃刀法第3条第1項柱書)「美術品として価値のある刀剣類」で教育委員会の登録を受けたものを所持する場合(同法第3条第1項第6号・第14条),「刀剣類で所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるもの」を所持しようとする者が,当該刀剣類ごとに公安委員会の許可を受けたものを,当該許可を受けた者が所持する場合(同法第3条第1項第3号・第4条第7号)等に限り,例外として当該所持を認めることとした。前掲最判昭和33年2月12日は,当該所持を原則禁止する取締令第2条は「社会公共の福祉保持のため必要な規定と解すべきであるから,憲法第29条に違反するものではない」旨判示した。

銃刀法の規制対象は「銃砲」「刀剣類」にとどまらない。同法第1条の「銃砲,刀剣類等」の「等」には,「刃物」「模造刀剣類」等を含む。「銃砲,刀剣類等の所持,使用等」の「等」には,「所持」「使用」以外の同法の規制対象行為たる「輸入」「譲渡」「譲受」「携帯」「保管」を含む。また,同条にいう「危害予防上必要な規制」の「危害」とは,主として人の生命,身体及び財産に対する危険をいう(辻大塚注釈1頁)。

銃刀法は,銃砲,刀剣類等に係る犯罪動向等

に対応すべく、規制対象等を含め多くの改正がなされた。刀剣類に係る改正に限っても、昭和37年法律第72号は、昭和35年の日本社会党委員長刺殺事件等の刀剣類を使用した犯罪の多発を契機とし、政府要人等に対する刃物を用いたテロ事件防止を図る等の趣旨で、刃渡り5.5センチメートル以下の飛び出しナイフ等を規制の対象とし、刃物の規制範囲を拡大するなどした。その後、平成20年法律第86号において規制対象たる剣の刃渡りを、15センチメートル以上から5.5センチメートル以上に拡大したが、これも「ダガーナイフ」と称する剣を用いて無差別に7人を殺した同年の秋葉原無差別殺傷事件等を契機としたものであった。

3 銃刀法違反の動向等

最近の銃刀法違反事件の検察庁新規受理人員は増加傾向にあり、平成21年は、6,989人と前年比10パーセント増。また、軽犯罪法違反の受理人員も同様増加傾向にあり、平成21年は、1万6,396人と前年比5パーセント増、5年前と比べて150パーセント増であった。その主な理由が、軽犯罪法に規定する「人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」として規制される同法第1条第2号違反の増加にあるとの指摘（平成22年版法務総合研究所（以下「法総研」という）犯罪白書20頁）が注目される。

若干古い統計であるが、日本と欧米諸国の殺人、強盗及び傷害における銃器使用比率を見ると、すべての罪名で米国が最も高く、日本は最も低かった。殺人での銃器使用率を日本と対比すると、米国が14.9倍、仏国は8.4倍、独国3.3倍、英国は1.5倍であった（昭和58年版犯罪白書192頁）。これらは銃刀法による規制効果の一であると評価され（法総研研修教材「銃砲刀剣類所持等取締法」（以下「法総研教材」という）2頁）、日本の治安がおおむね良好に維持されてきた要因として、銃刀法が効果的に機能し、銃器を中心に厳格な規制が保たれてきたことは首肯できよう（谷警論131頁）。

前掲最判昭和33年2月12日は、銃刀法の合憲性判断基準に関し「社会公共の福祉保持のため必要な規定」である旨判示しており、犯罪動向

等から見て危害予防上必要と認められる全ての規制が、憲法上無条件に許容されるものではない。財産権は公共の福祉に反しない限り制約が許されず、規制実施に際しては、当該規制による危害防止等の効果が財産権の公共の福祉による制約を是認させる程度のものであることを要する旨の指摘（米澤注解14頁）がある。また、規制実施面の不作為につき、最判昭和57年1月19日民集36巻1号19頁は「酒に酔ってナイフで客を脅したとして警察署に連行された者の引渡を受けた警察官が、所要の調査をすれば容易に判明しえた事実から合理的に判断すると、ナイフを携帯させたまま帰宅を許せば途中他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが著しい状況にあったというべき事実関係の下、調査を怠り、ナイフの一時保管措置をとらず帰宅させたのは違法である」旨判示しており、銃刀法に基づく規制を適切に行うことが求められる（辻大塚注釈3頁）。

Ⅲ 日本刀に関する法規制等

1 武道の礼法と日本刀

武道は、礼に始まり礼に終わる。礼は、抽象的な概念ではなく、行動に生きる心そのものであり、現代武道においては、稽古や試合の中にどのように生かされているか、日常生活の行動としてどのように受けとめているか、これを追求する（小笠原清忠「武道の礼法」日本武道館271・30頁）。

斯道修練に際し礼法を厳格に執り行うことによって、感情や闘争的本能を統御するところに礼の意義があり（全剣連「剣道指導要領」（旧「幼少年剣道指導要領」平成20年7月全面改訂。以下「剣道指導要領」という）30頁）、剣道を正しく真剣に学ぶはもとより、剣道の特性を通じて礼節をとるとび（「剣道修練の心構え」全剣連昭和50年制定）、礼法を重んずる指導に努めること（「剣道指導の心構え」全剣連平成19年制定）等とされる。しかして剣道指導要領は「礼は、対人関係や社会の秩序を円滑に維持し、自己の錬磨と修養につながるもので、礼法は遊戯や娯楽の気分を排除し、誠実かつ丁寧な執り

行わなければならない」として「立礼」「座礼」の手順や形式を定め「正座」等につき記述するが(剣道指導要領30頁)、試合にあっても剣の理法を全うしつつ公明正大に処すべきものとされ(剣道試合・審判規則第1条)、審判員又は相手に非礼な言動をした者は負けとし退場を命じ(同規則第16条・第18条)、打突後必要以上の余勢や有効等を誇示した場合は有効打突を取り消す(剣道試合・審判・運営要領の手引き8頁)など、非礼行為等への厳正な対処を求める。剣道人が心得べき全剣連居合道(昭和44年5月制定)は術技のほか作法を詳細に定め、「神座への礼」に引き続き刀への「始めの刀礼」を行い、剣心一体の心境となった「正座の姿勢」から帯刀して演武し、演武を了して着座後脱刀し「終わりの刀礼」と「神座への礼」を行った後退場すべきこと等を基本とする(全剣連居合解説(平成18年4月施行、以下「居合解説」という)6頁)。

日本刀は、伝統的作刀法による美術品で「真剣」と呼称される。刀剣は、自然崇拜を背景に単なる武器にとどまらず、災害や災難の魔除けとして神格化され祭事等に、また、草薙剣のような権威の象徴として受け継がれ(日本武道館「日本の武道」150頁)、敵を打ち払い、自己の邪念邪心を払い清めるものとされてきた(全剣連「剣道の歴史」(以下「剣道の歴史」という)6・47・224頁等、剣道指導要領1頁)、往時から靈器と崇められ武士の魂とされた真剣を用いる居合道(刀取扱要領3頁)の礼法等にあって「刀礼」が大きな比重を占めるのは必然の帰結であろう。

剣道の理念を実践し修練する者として、日本刀等に係る法規制云々を論じる以前に、まずもって剣道や居合道における「日本刀」「真剣」の歴史的な意義と役割、取り分け礼法との関連を正しく厳粛に認識しなければならないと考える。

2 刀剣類と刀の定義

銃刀法において「刀剣類」とは

- ① 刃渡り15センチメートル以上の「刀」
- ② 刃渡り15センチメートル以上の「やり」

③ 刃渡り15センチメートル以上の「なぎなた」

④ 刃渡り5.5センチメートル以上の「剣」

⑤ あいくち

⑥ 45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ(刃渡り5.5センチメートル以下の飛出しナイフで、銃刀法に規定する一定のものを除く)

の6種類の物をいう(同法第2条第2項)。

剣道及び居合道で用いる日本刀は、このうち「刀」に該当し「刀剣類」として規制を受ける。刀剣類の一類型たる「刀」の意義は、法に規定されず解釈に委ねられ、刀とは、社会通念上、刀という類型に当てはまる形態及び実質を備える「物」をいうと定義すべきであろう。しかし当該物に該当し、かつ、刃渡り15センチメートル以上という刃渡り要件を充足したものが、刀剣類たる刀として銃刀法の規制対象となる。「刃渡り」の定義は法定されていないが、最判昭和26年9月6日刑集14巻14号1947頁は「刃渡りとは、棟区(刀身の峯部の窪みの箇所)と切先とを直線で計ったものをいう」とした。

ところで、刀剣類とは、社会通念上、刀等の類型に当てはまる形態及び実質を備える「刃物」をいうとするのが判例・通説であり<注3>、これに忠実に従うと「刀」とは、社会通念上、刀という類型に当てはまる形態及び実質を備える「刃物」をいう旨定義することとなるが、「刀」のほか「刃物」も法令用語(銃刀法第22条)であることを看過すべきでないと考え、現在の実務において刃物とは、その用法において人を殺傷する性能を有し、鋼又はこれと同等程度の物理的性能(硬さ及び曲げ強さ)を有する材質でできている片刃又は両刃の物で、刀剣類以外のものをいい、「鋼質性のものに限らず、セラミック製の包丁やナイフ等も含む」との解釈が定着している以上(竹内浩司「セラミック製刃物の携帯禁止」警察公論41巻8号28頁(以下「竹内警公」という)、東京地判平成10年1月19日判例時報1635号155頁、辻大塚注釈416頁等)、「刀」の定義に「刃物」概念を混入させることは新たな疑義を生じかねず、もはや適切でないと思われる。銃刀法において模造刀剣類とは

「刀剣類に著しく類似する形態を有する物」とする（同法第22条の4）など「物」を基本用語としていること等を踏まえると、「刀」の定義に「刃物」概念を混入させることなく、「刃付けされた物」「片刃の物」「諸刃の物」のように刃物の上位概念たる「物」を用いるべきであろう。本稿は、以下これに従うこととする。

＜注3＞ 刀の定義に関する主な判例及び学説は、以下のとおり。

最判昭和31年4月10日刑集10巻4号520頁は「社会通念上「刀」の類型にあてはまる「形態」「実質」をそなえる「刃物」を指称するものと解すべきである」旨判示した（同判決に係る最高裁判例解説（戸田）95頁は「社会通念上の類型という客観的指標を設定することで「刀剣類」の概念の不当な弛緩と拡大をいましめ、罪刑法定主義の原理を十分に顧慮」「歴史的・社会的な本来の用途が武器であることが刀剣類の諸類型共通の性質であろう」旨記述）。刀の「実質」について最判昭和36年3月7日刑集15巻3号493頁は「刀の「形態」をそなえ、刃渡りにあたる部分が15センチメートル以上あり、切先が鋭利で容易に人を殺傷しうる危険性のある「物件」であっても、刀としての「実質」（鋼質性の材料をもって製作された刃物又は或る程度の加工により刃物となりうるものであること）をそなえない「物件」は、刀剣類に当たるといふことはできない」旨、前掲最決平成8年2月13日は「刃渡りが約33センチメートルで、片面に鋭利な刃が付けられた鋼鉄製の刀身が柄に目釘で固定され、和包丁の特徴である族にアゴと称される段差が完全に覆い隠されている等の「形態」「実質」を備える刃物は、包丁儀式に使用するものとして所持されていたとしても、刀剣類に当たる」旨各判示した。秋吉判例解説69頁は「判例は「刀剣類とは、社会通念上、刀、剣、やり等のそれぞれの類

型にあてはまる形態・実質を備える刃物を指称するものと解すべきである」と判示し、学説も一般に同じ解釈をとり、危害の防止という銃刀法の立法目的と刃物の有用性という社会生活上の利便の調和を図る一方、社会通念上の類型という客観的な指標を設定することによって「刀剣類」の概念の不当な弛緩と拡大を避け、結局は、個々の事案において、形態要件と実質要件とを具体的に検討して「刀剣類」に当たるか否かを判断しようとする」旨総括記述する。

法総研教材29頁は「刀剣類に当たるとされる「刀」等についての「形態」「実質」に関する定義規定はない。刀剣類は、社会通念上、それぞれの「類型」に当てはまる形態・実質をそなえる刃物を指称すると解される。所要の刃渡りをもつ刃物であってもいずれの「類型」にも当てはまらないものは、刀剣類に当たらない。また、その実質（鋼質性材料をもって製作された刃物又はある程度の加工によって刃物となりうるものであること）をそなえるものでなければならぬ」とした上「刀とは、通常、片刃（先端が両刃のものを含む）の鋼質性の刃物につばのある柄をつけて用いるものをいう。つばのない「白鞘」と称する「物」であっても社会通念上「刀」と認められるものは、刀に含まれる」旨記述する。

米澤注解28頁は「刀とは、社会通念上「刀の類型」にあてはまる「形態」を持ち、かつ、刀剣類としての「実質」すなわち鋼質性の材料（炭素含有量0.03ないし1.7パーセントの鉄）をもって製作され、本来人畜を殺傷する用具としての機能を有する刃物又はある程度の加工等をすれば右のような刃物になり得る性質を備えた「物件」をいう」とする。

辻大塚注釈26頁は「刀剣類の「実質」

とは、鋼質性であって、人畜を殺傷する程度の威力を有するものであることをいう。「刀剣類の各類型」について、これまでの社会通念に従って一応の定義を与えれば、おおむね次のとおり」とし「刀とは、通常つば及び柄を付けて用いる片刃（先端が諸刃となっているものを含む）の鋼質性の「刃物」であって、本来殺傷の用具としての機能を有するものをいう。銃刀法の対象は刃渡り15センチメートル以上のものに限られ、つば又は柄を有することは必須条件ではない」旨定義した上「居合用・剣舞用の刀、自衛隊で使用する儀式用軍刀、日本料理の儀式に用いる包丁、ミリタリーショップで購入した模造刀等であっても刀の定義を満たす限り「刀」に該当する」とする。

3 刀剣類の実質要件と形態要件

刀剣類の該当性判断に際し、「刃渡り」を測定する傍ら、適宜「形態要件」と「実質要件」とを区別し検討することは有用である。辻大塚注釈（27頁注（3）等）は「類型的要件」「実質的要件」の用語を用いて分析記述しているが、判例は刀剣類の該当性判断に際し「刀剣類の各類型」に当てはまる「形態」「実質」を備える旨を判示し、「類型」該当性の判断に際し「形態」「実質」の二要素を両建てしており（秋吉判例解説69頁）、本稿も判例に倣って「形態要件」「実質要件」の用語を用いて記述することとした。

1) 刀剣類の実質要件

鋼質性材料（鉄と炭素を基本とする合金）で作られ（以下「鋼質性」という）、刃付けされた物又は少許の加工又は改造（研ま）で刃付け可能な物であって、殺傷用具としての機能を有するもの（以下「殺傷用具性」という。前記Ⅱ「戒具」の定義参照）であることが、刀剣類の実質要件である（判例・通説）。刃引と称する物であっても刀剣類の実質要件たる「鋼質性」「殺傷用具性」を備えている限り、「模造刀剣類」や「刃物」でなく刀剣類たる「刀」に該当し厳しい法規制を受けるので、特に注意を要する。

日本では、砂鉄を還元して得る玉鋼を原料とする伝統的製法により「刀」「剣」が製作されており、これに刀剣類の「鋼質性」が由来する。「鋼」とは、鉄と炭素を基本とする合金をいい、例えば、炭素をおおむね0.04から1.7パーセントまで含有する可鍛性の鉄（炭素鋼）や、炭素鋼に特殊の成分を加えたステンレススチール等（特殊鋼）が「鋼」に当たると解される（平居秀一「銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正」警論62巻4号72頁。以下「平居警論」という）。鉄及び鉄合金は、特別な例外を除き、磁石に強く吸い付けられる特性があり、磁石に強く吸い付けられる金属で铸造物でないものは、おおむね「鋼質性」を備えると見てよいであろう（刀取扱要領4頁）。辻大塚注釈37頁は「近年、チタンやセラミックを材料とする刃物類が市販されている。鋼以外の素材であっても、危害予防の観点からは、鋼と同程度の硬度、強度等を有する材料であれば実質的要件を満たすと解することも合理的であろう」として「鋼質性の要件については再検討の余地がある」との個人見解を記述しているが、基本的に賛意を表したい。

殺傷用具性は客観的に具備されていれば足り、製作者が殺傷用具用の目的で作ることや当該物が現に殺傷用に用いられていることは要しない（左官職が日常職業用具に使用していた「あいくち」に関する最判昭和23年4月17日刑集2巻4号399頁）。

なお、「模造刀剣類」とは、金属で作られ（以下「金属製」という）、かつ、刀剣類に著しく類似する形態を有する物で内閣府令で定めるものをいい（銃刀法第22条の4）、これに「模擬刀」「居合刀」が含まれるところ、実質要件の要素たる鋼質性及び殺傷用具性の有無が「刀剣類」と「模造刀剣類」とを区別する重要な基準となる（刀取扱要領4頁）。

2) 刀剣類の形態要件

社会通念上、刀、剣、やり等それぞれにふさわしい形態を有するものであることが、刀剣類の形態要件である（判例・通説）。形態要件の要素として、造り（刀身の形状をいう）と拵え（刀剣類の用途に従った機能を発揮させるために鍔、鞘等を装着した全体の形状をいう）が挙

げられる（秋吉判例解説71頁）。

4 日本刀と「刀」「剣」の意義

「日本刀」とは、伝統的方法で製作された刀剣であって、社会通念上、日本刀の類型に当てはまるものをいう。平安時代後期、武士の実戦的必要性から鎬造りで外反りの彎刀が製作されるようになり、「太刀」から「打刀」が主流となって近世の「刀」となった（剣道指導要領1頁、剣道の歴史224頁（大保木輝雄）等）。「日本刀」の呼称は、当初海外で用いられ、幕末以降国内で一般に用いられるようになった<注4>。日本刀は、広義において刀剣類たる「刀」「剣」等に該当し、狭義においては「刀」に該当するといえよう。最判平成2年2月1日民集44巻2号369頁は「日本刀は、原材料に玉鋼を主体としたものを用い、折返し鍛錬を行い、土取りを施し、焼き入れをすることによって製作されるものであり、我が国独自の製作方法と様式美を持った刀剣である」とする。

<注4> 平凡社「世界大百科事典」2003年版21巻453項は、日本刀とは「日本固有の方法で製作された刀剣」をいい「長い伝統に培われた日本独自のすぐれた工芸技術が生み出したもの」であり「日本刀という呼名は、日本画などと同様比較的新しく、ほぼ幕末以降だが、古い使用例に宋代の欧陽修「日本刀歌」の詩がある」旨のほか、関連用語、製法、歴史、刀工分布等を記述する。

社会通念上「刀」とは、通常、つば及び柄をつけて用いる片刃（先端が諸刃となっているものを含む）の物であって、鋼質性及び殺傷用具性を有するものをいう（刀取扱要領4頁、辻大塚注釈28頁参照）。他方、社会通念上「剣」とは、先端部が著しく鋭く、通常、柄をつけて用いる左右均整の形状をした諸刃の物であって、鋼質性及び殺傷用具性を有するものをいう（刀取扱要領4頁、平居警論61頁、辻大塚注釈29頁参照）。

剣道や居合道で使用する日本刀は、刃渡り15センチメートル以上で「実質要件」「形態要件」を各充足し、刀剣類たる「刀」に該当する。

剣道では、日本刀のほか「竹刀」「木刀」「模擬刀」等も用いられるが、刀剣類たる「剣」は使用されない。刀剣の操法に関しては、古くから「撃刀」「撃剣」「太刀打」「剣術」「剣法」「刀術」「刀法」等、多種多様な呼称があり、かつては「剣術」の呼称が一般的な時代もあったが（日本武道館「日本の武道」136頁）、大正元年制定の大日本帝国剣道形では「剣道」と呼称し、そのころから「剣道」の呼称が世上一般に用いられ、現在に至っている。柳生宗矩「兵法家伝書」岩波文庫119頁に「殺人刀、活人剣と名付けたる心は、人をころす刀、却而人をいかすつるぎ也とは、夫れ乱れたる世には、故なき者多く死する也。乱れたる世を治めむ為に、殺人刀を用ゐて、已に治まる時は、殺人刀即ち活人剣ならずや」とされ、刀を使用しながらも「刀」道とはいわず「剣」道と呼称することに文化的意義があるとする見解（剣道の歴史（酒井利信）47頁）、平和な時期に伝承されるものは、技法における形はもとより心法の深化であり、殺人「刀」と活人「剣」の思想を生み出し、広くは「治国平天下」、個人においては「修身」の兵法を完成させるとの指摘（剣道の歴史（杉江正敏）30頁）等がある。

5 日本刀の登録等

登録を受けた刀剣類を所持禁止から除外する趣旨は、文化財保護の観点から「美術品として価値のある刀剣類」の保存活用が有益であり、これに限って所持を許しても危害の予防上重大な支障が生ずるものではないことにある（前掲最判平成2年2月1日参照）。

都道府県教育委員会は、登録審査委員の鑑定に基づいて「美術品として価値のある刀剣類」の登録をする（銃刀法第14条第1項・第3項）。都道府県教育委員会は、当該登録をする場合に「登録証」を交付しなければならない（同法第15条第1項）。登録を受けた日本刀（以下「登録刀」という）を譲り受け、若しくは相続により取得し、又はこれらの貸付け若しくは保管の委託をした者は、20日以内にその旨を当該教育委員会に届け出なければならない。ただし、研ま若しくは修理のため、又は公衆の観覧に供す

るため、貸し付け、又は保管の委託をした場合には、当該届出を要しない（同法第17条第1項・第2項）。「登録刀」につき、譲り渡し、貸し付け、若しくは保管を委託し、又は他人をして運送させる者は、登録証とともにしなければならない。「登録刀」を譲り受け、借り受け、又は保管の委託を受ける者も、同様である（同法第18条第1項・第2項）。

1) 鑑定や登録の対象たる「日本刀」の意義等

「日本刀」の用語は、銃刀法ではなく銃砲刀剣類登録規則（昭和33年3月文化財保護委員会規則第1号。以下「登録規則」という）の段階で初めて登場する。すなわち刀剣類の登録の方法、登録審査委員の鑑定の基準及び手続等その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定めるとされ（銃刀法第14条第5項）、銃刀法の委任を受け内容を補充する委任命令たる性質を有する登録規則が

刀剣類の鑑定は、「日本刀」であって、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行うものとする。

- ① 姿、鍛え、波紋、彫り物等に美しさが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されているもの
- ② 銘文が資料として価値のあるもの
- ③ ゆい緒、伝来が資料的価値のあるもの
- ④ 前各号に掲げるものに準ずる刀剣類で、その外観が工芸品として価値のあるもの

と定め（登録規則第4条第2項）、鑑定対象の条件に「日本刀」概念を用いた結果、登録資格として、刀剣類であって前記①から④までの一に該当するものとの条件に加えて「日本刀」条件の具備も必要とされることとなった（前掲最判平成2年2月1日に係る最高裁判例解説（高橋利文）83頁参照）。登録規則制定時の文化財保護委員会事務局長から各都道府県教育委員会教育長あて文委美第8号通知（文化庁監修「文化財保護提要」法規編1・759頁）は「刀剣類の登録は、日本刀を対象とする」として登録対象を限定した上「日本刀とは、武用または観賞用として、伝統的な製作方法によって鍛錬し、焼入れを施したものをいう。やり、なぎなた、ほこ等はこれに含まれる」と定義しており、現在の

登録実務においても、同内容の広報をするなど（東京都教育委員会ホームページ「銃砲刀剣類登録の御案内」）当該定義を踏襲しているやに思われる。

しかし、前記Ⅲ4で指摘したように、日本刀とは、伝統的方法によって製作された「刀剣」をいうのが一般的と思われ、やり、なぎなた等も「刀剣」に内包されるとするのは形態要件から見て相当違和感が残る。同通知は、登録規則第4条第2項第3号の「各派」とは「山城、大和、備前、美濃、相模等の流派及びそれらの亜流である新刀、新々刀の諸派を指す」とし「登録の対象とならない刀剣類を具体的に例示すれば、（イ）全体的にはなはだしいさび、傷、つかれ等のあるもの又は製作が著しく劣っているもの、（ロ）昭和刀、満鉄刀、造兵刀の名称で呼ばれる素延べ刀、半鍛錬刀、特殊鋼刀等であって、日本刀に類似する刀剣類で製作工程が日本刀としての工程を経っていないもの、（ハ）外国製刀剣類があげられる」としており、一方において登録対象から粗悪刀剣、外国製刀剣類等を除外するとともに、他方において「やり」「なぎなた」等をも登録対象とすれば足りるやに思われ、そうだとすれば刀の形態要件及び一般的呼称から逸脱した「日本刀」の定義を創出する必要はないと考える。立法技術の問題であるが、登録規則第4条柱書は「刀剣類の鑑定は、「伝統的方法で製作された刀剣類」であって、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行うものとする」旨規定すれば無用の紛議を回避できるやに思われる。

2) 許可対象である刀剣類等

「祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類」たる「刀」で所持することが「一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるもの」を所持しようとする者が、当該「刀」ごとに所持について都道府県公安委員会の許可を受けた場合（銃刀法第4条第1項第7号）には、当該許可を受けた者が、剣道や居合道の稽古や演武、試合等に際し当該許可を受けた刀（以下「許可刀」という）を所持することが許されるときもある（同法第3条第1項第3号）。都道府県公安委員会は、当該許可をする場合に「許可証」を

交付しなければならない（同法第7条第1項）。

「一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるもの」とは、所持しようとする者と所持される「刀」との関連が一般の風俗慣習上やむを得ないと客観的に認められるものをいい、具体例として①日光東照宮大名行列のように永年の年中行事となり、かつ当該刀剣類を当該行事を行う宮司が所持するという要件を満たす場合、②刀剣自体が社会通念からして家宝、遺品又は記念品として特別のゆかりがあり、かつ当該刀剣類を相続人、受遺者又は受領者が所持するという要件を満たす場合、③刀剣類が居合道や日本古来の剣道形に使用されるという属性及び当該刀剣類を居合道や剣道の高段者（剣道の場合、錬士五段以上が目安とされるようである）が所持する場合等が挙げられる（辻大塚注釈139頁）。

ところで、家宝、遺品又は記念品として相続し又は贈与された刀を、前記②に該当するとして許可を得た後、当該許可刀を居合道修錬等に使用しようとする例は容易に想定されること、その際、改めて前記③に該当するとして再度の許可申請が必要か否かが問題となろう。刀剣類所持等許可証には、刀剣類及び所持者のほか「銃刀法第4条第1項に規定する用途」として実務上「風俗習慣」と記載されるものの、それ以上の詳細は明示されない。前記②に当たるとして所持が許可された以上、当該所持の具体的態様として携帯（使用を含む）を含むと一般に解され（辻大塚注釈48頁）、そもそも斯道修錬における刀の携帯等につき正当理由が一般に認定できると思われること等から、再度の許可申請は不要と考えるが、修錬での許可刀の使用例それ自体が多くないようであり（刀取扱要領5頁）、当該使用に先立ち所轄警察署に念のため質疑することが望ましいやに思われる。

3) 登録証様式所定の刀剣類の「長さ」の意義等

「刀」に係る登録証様式は、登録規則で定められ（登録規則第7条・第3号様式）、刀剣類の「種別」欄に「刀」、「長さ」欄にセンチメートル単位の長さを各記載することとされているところ、当該刀の「長さ」は、法令上定義されておらず、棟区と切先とを直線で計った「刃渡り」

をいうとするのが登録実務の取扱いである。全剣連でも、登録証の様式と同様、刀の「刃渡り」を「長さ」等と表記する（剣道指導要領27頁、居合解説39頁等。前掲日本剣道形解説書20頁は「刀の寸法」と表記）。

他方、許可刀に係る許可証の様式は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という）に定められ（施行規則第31条・様式第31号）、刀剣類の特定に当たって「種類」「刃渡り」のほか「製作者名（銘）」「特徴」をもってすることとしており、「長さ」概念を用いていない。

登録証の登録刀に関する記載は、許可証の許可刀に関する記載と同様、専ら当該登録刀の特定に資するためであると思われ、そうだとすれば施行規則の様式と同様、「長さ」概念を用いることなく、法令用語たる「刃渡り」に統一すべきであろう。けだし、刀剣類に「刃渡り」要件を定める一方、携帯禁止刃物では「刃体の長さ」要件を定め（銃刀法第22条）、当該測定方法につき、刃物の切先と柄部における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さを計ること（施行規則第103条）と規定しており、両者の測定結果が齟齬する場合もあり得るなど、無用の紛議を生じる危険があるからである。

6 日本刀の所持等

「登録刀」を所持する場合や「許可刀」を当該許可を受けた者が所持する場合等を除き、日本刀の所持は、原則として禁止される（銃刀法第3条第1項3・6号等）。これに違反して登録を受けない刀（以下「無登録刀」という）や許可を受けない刀（以下「無許可刀」という）を所持した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるときがある（同法第31条の16第1項第1号）。

ところで、「携帯」とは、人が現に携え持っていることをいい、「使用」をも内包する概念である。「所持」とは、「携帯」より更に広く、人が物を事実上支配していることをいい、「保管」「携帯」「運搬」等の諸態様を包括する概念であり（米澤注解47頁）、現実的な握持がなく、家屋内に日本刀を保管し外出中の場合も含まれる

(辻大塚注釈47頁以下)。「登録刀」「許可刀」を所持する者であっても、所持の態様につき制限を受けており、正当な理由がある場合を除いては、携帯又は運搬（以下「携帯等」という）をしてはならないとされ（同法第21条、第10条）、これに違反して携帯等をした場合は処罰される時がある。居合道の稽古や演武、試合等に際し「登録刀」の携帯等をする場合には、正当な理由があると認められ、当該携帯等が許される。「許可刀」につき、当該許可を受けた者が携帯等をする場合も同様である。

「登録刀」「許可刀」の携帯等をする者は、当該刀剣類に係る登録証又は許可証を常に携帯していなければならない（同法第24条第1項）、これに違反した者は、20万円以下の罰金に処せられる時がある（同法第35条第2号）。登録証又は許可証は、常に携帯すべきものであり、剣道人や居合道人たる者は、これを忘れてはならない。

他方、「無登録刀」「無許可刀」は、原則として所持が禁止されており、修錬のためであっても携帯等が許されず、携帯等をせず自宅で保管することも許されない。「無登録刀」「無許可刀」等の刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない（同法第23条）、これに違反した者は、20万円以下の罰金に処せられる時がある（同法第35条第2号）。古い自宅の改築、物置や倉庫の整理、実家の遺産相続等の際に「無登録刀」「無許可刀」を発見した場合は、速やかに警察署に届け出なければならないが、社会通念上遅滞なしと認められる期間内の所持は、違法でない（辻大塚注釈58頁）。居合道の稽古や演武、試合等に際し「無登録刀」「無許可刀」の携帯（使用を含む）等をしてならないことは常識であろう。

IV 模擬刀に関する法規制等

模擬刀は、剣道や居合道の修錬のほか、剣舞や装飾用等に使用されているところ、「刀剣類」ではなく「模造刀剣類」として法規制を受ける。法令に準じ「模造刀」との呼称もあろうが、剣

道界では「模擬刀」の呼称が一般的と思われ、これに本稿も従う。

模擬刀は、刀剣類と異なり刃渡り要件は不要であるが、一般に日本刀における刃渡りとほぼ同様の長さを有する物が製作され市販されている。強度面では弱く、過大な力を加えると曲がったり折損しかねない。「刀」の形態要件はあるが実質要件を欠き、刀剣類に該当しないことから、登録証又は許可証は不要である。

1 刃物と模擬刀

何人も、業務その他正当な理由（以下「正当な理由」という）による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが6センチメートルを超える「刃物」を携帯してはならず（銃刀法第22条）、これに違反した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる時がある（同法第31条の18第3号）。

「刃物」とは、鋼又はこれと同等程度の物理的性能（硬さ及び曲げ強さ）を有する材質で作られ、かつ、その用法において人を殺傷する性能を有する片刃又は両刃の物であって、刀剣類に該当しないものをいう。「刃体の長さ」要件を具備すれば「携帯禁止刃物」に該当し得る。包丁、家庭用ナイフ等のほか、日本刀に類似する形態ではあるが刀剣類の要件をそなえない小型鉛筆削り等も「刃物」に該当する場合がある。

模擬刀と呼称される物であっても「刃物」に該当すると認められるものは、銃刀法上、もはや「模造刀剣類」ではなく携帯禁止「刃物」として規制を受ける。刃付けされていない模擬刀であっても、購入後、これをグラインダー等で研磨し刃付けした場合には、「刃物」に該当すると認められるときもなしとしないやに危惧され、注意を要する。後述のとおり「模造刀剣類」の携帯違反は罰金にとどまるが、携帯禁止「刃物」のそれは懲役又は罰金に処せられるなど、「刃物」の規制違反は、「模造刀剣類」より厳しく処罰される。携帯禁止「刃物」を剣道や居合道の修錬に用いることは、そもそも安全性等に問題が多く重大事故を惹起しかねず、断じてこれを行ってはならない。最近「折返し鍛錬法」によることなく、ステンレスや鋼を型抜きして

製造したにすぎない物で、美術品たる価値はないが外見上は波紋を備え日本刀に著しく酷似する形態を有するものを見かけるといふ。このような「偽日本刀」とも呼ぶべき物は、剣道や居合道の修練で使用すれば安全面等に問題がある上、国内では「刀剣類」に該当する可能性がある一方、その所持を適法化する登録や許可も得がたいと思われ、全剣連では、居合道の試合や公開演武はもとより、稽古においても使用すべきでないとしている（刀取扱要領4頁）。

ところで、警察庁は、従来「刃物」といえば金属製、それも鋼性というのが常識であったことから、刃物とは「その用法において人を殺傷する性能を有する片刃又は両刃の鋼質性の用具で刀剣類以外のものをいう」旨「鋼質性」を要件とする解釈をしていたが、セラミック製の包丁、ナイフ等が製造市販されるようになったことから、銃刀法第22条の規制対象とする必要があると認め、昭和61年、刃物とは「その用法において人を殺傷する性能を有し、鋼又はこれと同等程度の物理的性能（硬さ及び曲げ強さ）を有する材質でできている片刃又は両刃の器物で刀剣類以外のものをいう」旨行政解釈を変更し、その際、将来、科学技術の進歩により、セラミック以外の刃物が登場することもあり得るが、鋼と同等程度の物理的性能（硬さ及び曲げ強さ）を有する材質でできている限り、「刃物」に該当することとなるとした（竹内警公28頁）。日本刀に類似する形態のセラミック製の片刃の物で現に刃付けされているものは、「模造刀剣類」にとどまらず「刃物」に該当し得ると考える。

前記行政解釈変更前において東京高判昭和54年7月10日判例タイムズ402号149頁は「刃物とは、刀剣類に該当する刃物以外の刃物をいう」と判示し、刃物には「刀剣類たる刃物」と「携帯禁止刃物」とがあるとするやに思われるが、新たな行政解釈の趣旨や「刃物」に殺傷用具性がそもそも認められないこと等をも勘案すると、「刀剣類」の定義に「刃物」概念を混在させるとすること自体、もはや消極とせざるを得ないとする。前記行政解釈変更後において東京地判平成10年1月19日判例時報1635号155頁

は「銃刀法第22条が昭和37年に改正され、当時多発した刀剣類以外の刃物を用いて行う殺傷事件の防止を図る等の観点から、規制の対象が「あいくちに類似する刃物」から「刃体の長さが6センチメートルを超える刃物」へと変更された経緯及び趣旨に照らし、また、従来、携帯禁止「刃物」の意義につき「その用法において人を殺傷する性能を有する片刃又は両刃の鋼質性の用具で刀剣類以外のもの」をいう旨の見解が広く見られたが、これがセラミック製品をも念頭に置いて示された形跡はなく、当該製品が広く一般に販売されている現時点において、なお当該見解を文字どおりに解し、その材質が鋼質性でないという一事をもって、その他の点では当該見解にいう要件を満たすにもかかわらず、刃物から除外するのは相当でないことから、鋼質性の金属製包丁に匹敵するか又はこれに勝る刃体の硬度、曲げ強度及び切れ味があって、その用法において人を殺傷する性能を有し、社会通念上も鋼質性の金属製包丁と同様のものと扱われている刃体の長さ13センチメートルのナイフは、刃体の材質が鋼質性ではなく酸化ジルコニウムを主成分とするセラミックスであっても、刃物に当たる」旨判示した。

2 模造刀剣類と模擬刀

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、「模造刀剣類」を携帯してはならず（銃刀法第35条第2号・第22条の4）、これに違反した者は、20万円以下の罰金に処せられるときがある。「模造刀剣類」とは、金属製で、かつ、刀剣類に著しく類似する形態を有する物で内閣府令で定めるものをいう（同法第22条の4）。当該「内閣府令」とは施行規則をいうところ、「内閣府令で定めるもの」は、刀、剣、やり、なぎなた若しくはあいくちに著しく類似する形態を有するもの又は飛出しナイフに著しく類似する形態及び構造を有するものとする規定されている（施行規則第105条）。

「金属製」とは、金属元素又はその合金で作られていることをいう（辻大塚注釈433頁）。金属製の物のうち鋼質性のものは、刀剣類に該当することとなるから、結局、鋼質性の素材を除き、

銅、真ちゅう、ジュラルミン又は亜鉛合金等を素材とする物が「模造刀剣類」に当たることとなる（法総研教材52頁）。銅質性の物は、殺傷用具性の要件を備えれば刀剣類に、また、刀剣類でなくとも、刃付けされている物は、携帯禁止「刃物」に該当する可能性があるので注意を要する（辻大塚注釈433頁）。「刀剣類」はもとより「刃物」に該当するものは、いずれも「模造刀剣類」に該当しない。

ところで、法文上、模造刀剣類は「金属製」であることを要し、「非金属製」の物を除外していることから、鋼と同等程度の物理的性能（硬さ及び曲げ強さ）を有する材質（セラミック）で製作された模擬刀は、刃付けされている場合は刃物に該当するときもあろうが、刃付けされていない場合には、刃物はもとより模造刀剣類にも該当しないこととなる。

セラミック製模擬刀は、現在、一般に製作又は市販されていないようであるが、将来、これが製作される場合には、金属製でないことから、軽犯罪法第1条第2号に規定する凶器携帯違反として規制するほかないであろう。「刃物」について金属製のほかセラミック製の物をも含むとする解釈が実務で一般的となった今、セラミック製の模擬刀を模造刀剣類から除外することが妥当か否か、立法論として検討の余地があるように思われる。

3 模擬刀の携帯等

模擬刀は、「刀剣類」「刃物」に該当せず、「模造刀剣類」に該当する。正当な理由による場合を除いては、模擬刀を携帯してはならないが、居合道の稽古や演武、試合等に際し、模擬刀を携帯する場合には、正当な理由があると認められ、もとより当該携帯は許される。

なお、辻大塚注釈434頁は、正当な理由による場合の具体例として「剣道又は居合道の「高段者」が形を演じるため、又はその練習のために携帯する場合」を挙げているが、初心者が稽古等のため模擬刀を道場や自宅又は両者の往復に際し携帯することは、日常的な風景であって、これに正当な理由が認められないとする趣旨まで含む記述ではないと思われる。模擬刀の携帯

における正当理由の認定につき「初心者」を除外し「高段者」に限定する合理性は、居合刀が初心者用のものであり（刀取扱要領3頁）想定し難い。

模擬刀は、主に非鉄合金、亜鉛合金等を原材料として作られ、刃付けされていない形態や非銅質性等から見て、殺傷用具性を具備しておらず、かつ用法面でも十分な殺傷性能を有していないと一般に認められる。模擬刀は、専門の製作業者が長年にわたって多数製作市販し、居合道の稽古等に使用されてきた実績があり、「居合刀」「居合道の練習可能」等の表示があれば、鏝、目釘その他一切の金具が完全に装着され、稽古等に使用できるものとして購入することとなる。ただし、製造方法によっては「折れにくい模擬刀」を作ることとも可能とされているものの、強い力を加えたり激しく打ち合わせれば折れたり曲がったりする危険があるので、十分注意する必要がある（刀取扱要領7頁）。

他方、「居合刀」との表示のない玩具や専門業者以外の者が製作した模擬刀紛いの物は、材質や安全性等に疑問なしとせず、稽古等には使用すべきではないといえる。取り分け、前記Ⅳ1の「偽日本刀」に至っては、これを稽古等に使用した場合、日本刀と比べて強度が劣ること等から折損等の危険性が格段に高く、加えて刃付けがされていることから、重大な人身事故を惹起しかねない。「偽日本刀」は、「刀剣類」に該当しない物であっても「刃物」に該当し、正当な理由による場合を除き、携帯が禁止され（銃刀法第22条）、当該違反につき、「模造刀剣類」の事例より更に重い処罰を受けかねない。そもそも「偽日本刀」の携帯について「正当な理由」が認定されること自体が予想し難いとも思われるのであって、稽古等に決して使用してはならない（刀取扱要領4頁）。

なお、日本刀はもとより模擬刀であっても、携帯開始当初においては、稽古等のためであるとして正当な理由によると認められる場合でも、別の用件で帰宅せず、これを携帯したまま通常の帰宅経路から大きく離れるなどした結果、もはや正当な理由によると認められないときもあり得ると思われ、留意を要する（刀取扱

要領 8 頁).

V おわりに

教育基本法（平成18年法律第120号）は、教育の目的は人格の完成を目指し心身ともに健康な国民の育成を期するにある旨明示した上、自己の人格を磨き豊かな人生を送れるよう生涯にわたって学習することができ、成果を適切に生かせる社会の実現を図る旨「生涯学習」の理念を定め（同法第1条・第3条）、武道必修化を定めた学習指導要領（平成24年4月実施）にあっても、心と体を一体としてとらえ「生涯」にわたって運動に親しむ資質や能力を育てる」旨目標に掲げる（同要領第2章第7節第1）。

剣道は、武家社会の成熟とともに、武術から武道へと文化性を深め、技の錬磨を通して人格形成に資すべく今日まで受け継がれてきたものであり、心法、技法及び体法を高年齢まで追求し続けることができる独自の特性を有し、生涯学習社会にふさわしい伝統文化であるといえよう。伝統文化の世界では、独創性を発揮するため「形」と呼ばれるような基礎的・基本的な事柄を完全に身に付けた上で、それを越えること

が必要とされ、このような考え方は大きな示唆を与える（中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について」平成11年12月答申）。少子化、剣道人口の減少等周辺状況が厳しさを増す中、武道の必修化を間近に控え、武道のさらなる活性化のためには、南洲翁遺訓に「何程制度方法ヲ論ズルトモ其ノ人ニ非ザレバ行ワレ難シ。人有リテ後チ方法ノ行ワルルモノナレバ人ハ第一ノ宝ニシテ己レ基ノ人ニ成ルノ心懸ケ肝要ナリ」とあるとおり（渡邊五郎三郎「南洲翁遺訓の人間学」致知出版社84頁参照）、斯道指導者の資質や常日頃の所作いかんが鍵を握ることとなろう。

剣道及び居合道の修練における日本刀の实在の意義と存在感には、極めて大なるものがある。剣道の理念を日々実践すべき立場にあって、万が一にも違法行為に及ばないように、銃刀法関連法令の適切な知見を得ることが望まれる所以である。

関係諸賢の御精武と武運長久を改めて祈念しつつ擲筆する。

〔 2011年11月30日受付 〕
〔 2012年1月24日受理 〕